

衆議院農林水産委員会ニュース

平成 29. 5. 11 第 193 回国会第 11 号

5 月 11 日（木）、第 11 回の委員会が開かれました。

1 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案（内閣提出第 29 号）

- ・山本農林水産大臣、齋藤農林水産副大臣、細田農林水産大臣政務官、井原経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・重徳和彦君（民進）及び斉藤和子君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、公明、維新 反対一民進、共産、仲里利信君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

古川 康君（自民）

- ・農村地域工業等導入促進法の対象となっていた地域が市町村合併によって人口 20 万人以上となった場合でも対象とすべきとの意見が平成 26 年の地方分権改革に関する提案募集で提案されていたが、どのように対応したのか。
- ・1 自治体で複数の実施計画を策定することは可能か。
- ・本法案と企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 30 号）（以下「地域未来投資促進法案」という。）はどのように関連しているのか。

真山 祐一君（公明）

- ・5 月 10 日に鎮火した福島県浪江町の山林火災に関して、鎮火後の放射性物質の環境影響調査を早急に実施し、国民に対して正確な情報発信を行うべきではないか。
- ・優良農地をどのように維持していくのか。また、優良農地の維持について国が策定する基本方針に位置付けるべきではないか。
- ・市町村が策定する実施計画にどのように地域の声を反映させていくのか。

篠原 孝君（民進）

- ・本法案を提出した理由は何か。
- ・農村において、農業で人手不足となっている中、新たな産業導入の需要はどの程度あるのか。
- ・農地の転用ではなく、遊休工場用地を優先的に活用する旨を地域未来投資促進法案に明記すべきではないか。

村岡 敏英君（民進）

- ・農村地域工業等導入促進法がこれまでに果たしてきた役割についてどのようにとらえているのか。
- ・法目的の「雇用構造の高度化」とは、どのような意味か。また、国として、「雇用構造の高度化」に向けどのような支援をしていくのか。
- ・規制改革推進会議は、農協改革のフォローアップをする権限を有しているのか。

島山 和也君（共産）

- ・法目的にある「農業と産業の均衡ある発展」の重要性は、改正後も変わらないと考えて良いか。
- ・今回の法改正は、TPP 協定を前提とした農業競争力強化のためのものか。
- ・優良農地の維持に向けた農林水産大臣の考えを伺いたい。

小山 展弘君（民進）

- ・品質が良いにもかかわらず茶の価格が上昇しない構造的要因についてどのように認識しているか。
- ・「農業構造の改善」の方向性はどのようなものか。兼業農家を含む多様な農業経営体が農業を継続していくための支援をすべきではないか。
- ・企業の倒産や買収により計画外の目的に農地が利用されるおそれはないのか。

金子 恵美君（民進）

- ・農林水産省は、平成 21 年農地法改正時における農地転用の厳格化に係る考え方を現在も維持しているのか。
- ・農村地域への導入促進の対象となる業種の拡大について

て、農業関連産業に限定しなかった理由は何か。

- ・東日本大震災における津波被災農地の復旧状況についてどのように認識しているのか。

重 徳 和 彦君（民進）

- ・アサリの生産量の回復に向けて、農林水産大臣はどのような決意で臨むのか。
- ・伊勢湾及び三河湾においてイカナゴやノリの生産量が減少している原因は何か。
- ・漁業生産の回復に向けた栄養塩の減少対策として、水質総量規制等の見直しが必要ではないか。

吉 田 豊 史君（維新）

- ・農村地域への導入促進の対象となる業種を見直す理由は何か。
- ・本法案に基づく農村地域への産業導入の望ましい姿を農林水産省が示すべきではないか。
- ・本法案に基づく農村地域への産業の導入が農村地域の景観にふさわしいものとなるよう、農林水産省が誘導すべきではないか。